第３章　環境保全計画

第１節　環境保全の現状と課題

（１）現状（図３－１）

鹿児島県立博物館考古資料館の周辺環境である鹿児島（鶴丸）城は、慶長６（1601）年ないし同７（1602）年に初代薩摩藩主・島津忠恒（家久）によって築かれた。中世山城である城山（108m）を利用し、その東麓に本丸・二ノ丸・御厩を構え、館の馬場（現・国道 10 号線）をはさんで役所・藩校・有力家臣の屋敷等を配した。

城山二ノ丸曲輪を中心とする約 11ha は、史蹟名勝天然記念物保存法（現・文化財保護法）に基づき昭和６（1931）年に国史跡及び天然記念物に、本丸跡と北・東面石垣は昭和 28（1953）年、御厩（私学校）跡は同 43（1968）年に相次いで県史跡に指定された。廃藩置県後、鹿児島城はことごとく建物を失ったが、令和２（2020）年に御楼門が復原された。また、近代になりこの地に設置された官公庁や教育機関等の建物のうち、６件が国登録有形文化財（建造物）である。

本丸跡にあった県庁は、藩校跡（現・中央公園付近）を経て大正 14（1925）年に一門家跡（現・かごしま県民交流センター付近）に庁舎が落成した。同庁舎は、現庁舎への移転に伴い解体されたが、玄関部分を保存して県政記念館として利用されている。また、中央公園には昭和２（1926）年に鹿児島市公会堂（現・鹿児島市中央公民館）が竣工した。旧本丸は明治 17（1884）年から昭和 49（1974）年まで学校用地（鹿児島県立中学造士館・旧制第七高等学校・鹿児島大学）として利用された後、昭和 58（1983）年に鹿児島県歴史資料センター黎明館（現・鹿児島県歴史・美術センター黎明館）が開館した。市庁舎は、鹿児島県立博物館考古資料館を仮庁舎とした後、二ノ丸跡（昭和 29 年から市立美術館）を経て、昭和 12（1937）年に現庁舎へ移転した。

鹿児島県立博物館考古資料館は、鹿児島城二ノ丸跡の南側に位置する。この一角には江戸時代、勘定奉行所や御代官所等が置かれ、明治 16（1883）年に第二回九州沖縄八県連合共進会の会場に利用された。本館前には江戸期のものと推測される園池があったが、昭和 18（1943）年に陸軍により埋め立てられた。ここには現在、樹齢 400 年と推測されるソテツ（県指定天然記念物）があるが、大正 3 年以前の写真では確認できない。また敷地の東側には昭和２（1926）年に鹿児島県立図書館が竣工し、昭和 28（1953）年から鹿児島県立博物館本館として利用されている。

図３－１　鹿児島県立博物館考古資料館の環境

（２）課題（写真３－１～３－４）

鹿児島県立博物館考古資料館の敷地は、国登録有形文化財（建造物）の直近環境であることから、その価値にふさわしい保全を行う必要がある。同時にこの敷地は、鹿児島城跡に位置しており、現在、そのエリアには、博物館や美術館、図書館、コンサートホール、交流センターなどさまざまな施設が建ち、「かごしま文化ゾーン」を構成している。鹿児島県立博物館考古資料館もその一部として「かごしま文化ゾーン」を構成する他の文化財及び社会教育・文化施設などと一体的に保全することが望ましい。

写真３－１　遠景

写真３－２　玄関階段（南側）の埋没状況

鹿児島県立博物館考古資料館の建物の南東側は、昭和 18（1943）年に陸軍によって

旧来の地表面から 60 ㎝程度埋め立てられており、南北両側にある玄関階段の３段分及び袖柱の下半が地中に隠れている。この位置には竣工当時、前庭が置かれていたが、現在では市有地（照国公園）となっており、鹿児島県立博物館考古資料館の敷地は非常に狭隘化している。

さらに、鹿児島県立博物館考古資料館のバルコニー脇のソテツ（県指定天然記念物）及びその他の植物（バショウなど）が剪定されずに繁茂し続けており、将来的に文化財へ悪影響を及ぼす可能性がある。

写真３−３　北西側中層建築の近接状況

写真３−４　植栽の繁茂状況

第２節　環境保全の基本方針

環境保全上の主題は、明治時代の石造建築である鹿児島県立博物館考古資料館の文化財的価値を維持することである。さらに敷地は、鹿児島城の一角にあたり、その歴史的・景観的特質を保全し、周辺の文化財や文化施設との一体的な回遊性を高めることも課題である。

第３節　区域の区分と保全方針

計画区域を「保存区域」、「保全区域」、「整備区域」の三つに区分し、その対象及び保全方針について次のように定める（**表３－１**、**図３－２**）。

表３－１　区域の区分と保全方針

区分	対象	保全方針
保存区域	文化財建造物の基礎の内側であり、創建以後の埋没箇所を含む。	文化財の保存上不可欠な区域であり、学術調査に基づく建造物の価値向上を目的とした復原以外の新築・増築は、原則として行わない。防災上必要な設備は、防災計画に従い実施する。土地の形質の変更は、当該文化財及び埋蔵文化財の学術的発掘もしくは防災上必要なものに限る。
保全区域	保存区域の東側及び南側に隣接する範囲。	文化財の景観的価値（特にファサード）及びその歴史的環境を保全するための区域であり、建造物の新築は、原則として当該文化財の管理上必要な場合に限る。防災上必要な設備は、防災計画に従い実施する。土地の形質の変更は、埋蔵文化財その他の学術的発掘もしくは防災上必要なものに限る。
整備区域	保存・保全区域の西側に接し、市道（照国神社線）に面した範囲。	文化財の活用のために必要な施設等の整備を行うことができる区域である。

図３－２　区域区分

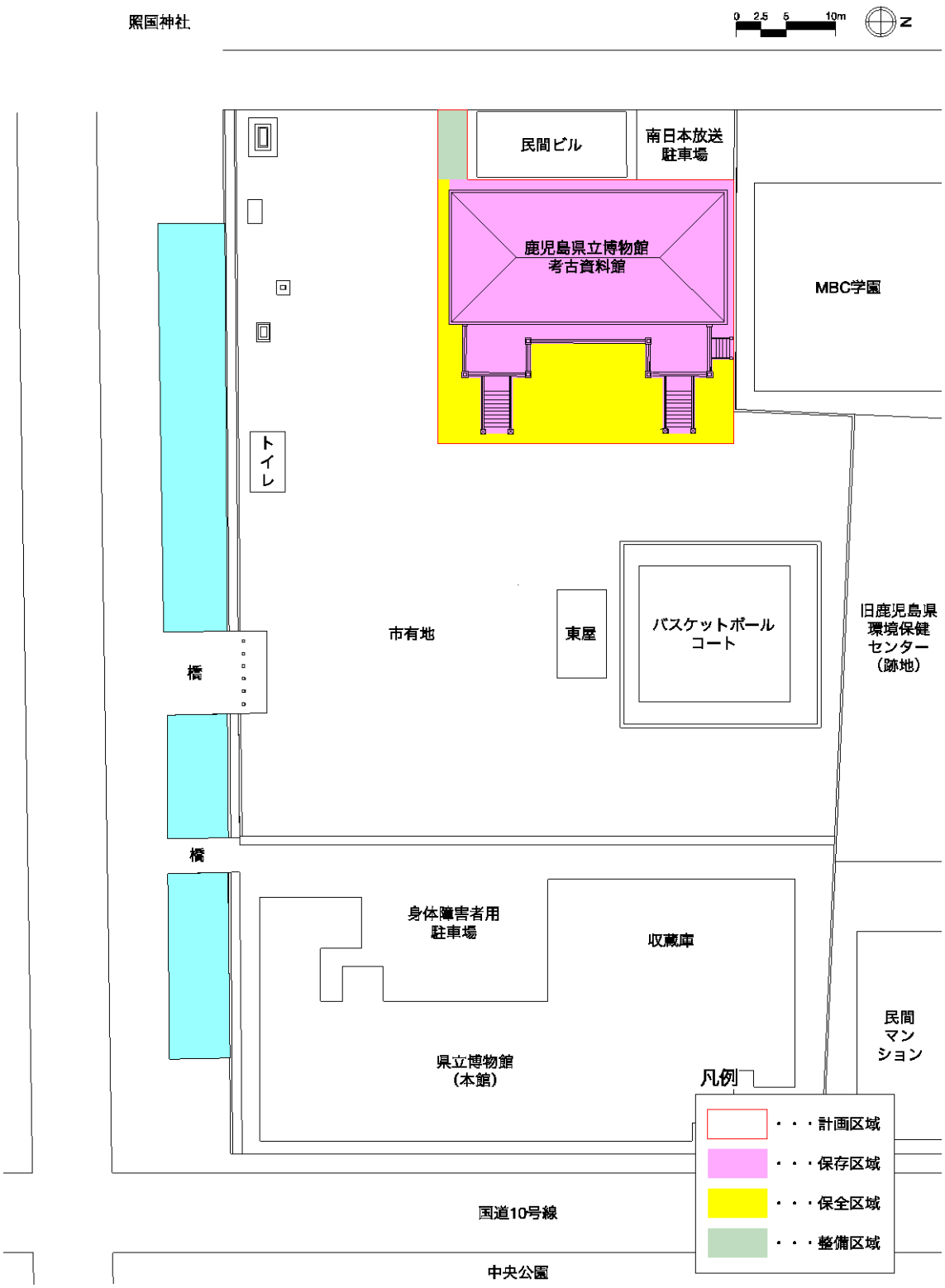
照国神社
0 2.5 5 10m
N
民間ビル
南日本放送
駐車場
鹿児島県立博物館
考古資料館
MBC学園
トイレ
市有地
東屋
バスケットボール
コート
旧鹿児島県
環境保健
センター
（跡地）
橋
橋
身体障害者用
駐車場
収蔵庫
県立博物館
（本館）
民間
マン
ション
凡例
・・・計画区域
・・・保存区域
・・・保全区域
・・・整備区域
国道10号線
中央公園

第４節　建造物の区分と保全方針

計画区域内にある国登録有形文化財以外の建造物（工作物を含む）を「保存建造物」、「保全建造物」、「その他建造物」の三者に区分し、その対象と保全方針について次のように定める。ただし保存建造物及びその他建造物は、該当物件がない（**表３−２**、**写真３−５**、**３−６**）。

表３−２　建造物の区分と保全方針

区　分	対　象	保全方針
保存建造物	該当なし	該当なし
保全建造物	石灯籠 石造物	文化財の歴史的環境を構成する要素と認められ、来歴・由緒等の調査を行い適切な位置での保全を図る。
その他建造物	該当なし	該当なし

写真３−５　石灯籠

写真３−６　石造物

第５節　防災上の課題と対策

（１）防災上の課題

１）洪水

想定最大規模の降雨に伴い甲突川が氾濫した場合、隣接する照国公園以南で 0.5m未満の洪水が想定されており、玄関階段下段の一部が浸水する可能性がある。

２）地震

鹿児島湾直下型地震または南海トラフ地震が発生した場合、鹿児島市では最大震度７ないし６弱の揺れを観測すると想定されており、建物が倒壊する可能性がある。

３）津波

鹿児島県立博物館考古資料館の敷地は海抜標高約 5m、海岸線からの距離約 1.2km を測り、津波が到達する恐れはない。

４）土砂災害

計画区域の北西約 150mにシラス台地（城山）があり、南東側でも急傾斜地の崩壊・土石流・地滑り等が想定されているが、鹿児島県立博物館考古資料館への影響は想定されない。

５）蟻害

１階管理室床及び２階床、小屋組において蟻道が確認されている。（**写真３－７**）

６）雨水

屋根に降った雨は、外壁頂部の内樋に設置された集水器及び竪樋を伝って排水されるが、（**写真３－８**）設置状態の良好でない箇所では外壁にコケ等が繁茂している。さらにベランダに降った雨は、手摺下部から直接排水されており、１階外壁にコケ等が観察される。また、屋内では雨漏りが顕著である。

写真３－７　１階管理室床の蟻道

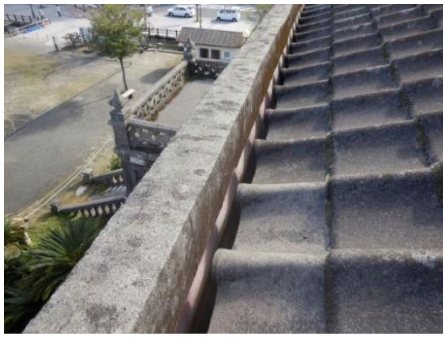

写真３－８　屋根頂部の内樋

（２）当面の改善措置と今後の対処方針

１）洪水

洪水への対処は、現時点では必要ない。

２）地震

中期（令和６年度～７年度）において耐震補強工事を実施していく。

３）津波

津波への対処は、現時点では必要はない。

４）土砂災害

城山南東麓から土石流や地滑り等が到達する恐れはないが、発生時には施設利用者を東側に隣接する照国公園へ避難誘導する。

５）蟻害

中期（令和６年度～７年度）において防蟻処理を行い、その後も定期的に防蟻処理を実施していく。

６）雨水

中期（令和６年度～７年度）において屋根葺替え工事にあわせて、屋根及びベランダの排水施設を整備する。

（３）環境保全施設整備計画

鹿児島県立博物館考古資料館の保存修復工事にあわせて、適切な雨水処理ができるよう施設を整備する。整備にあたっては、建造物の外観を損なわないよう配慮する。

（４）周辺樹木の管理

鹿児島県立博物館考古資料館南側のソテツが太い子株を複数伸ばしており、将来的に建物へ影響を及ぼす危険性がある。また北側玄関に近接してバショウ等の植栽があり、通風や採光上の問題がある。

ソテツについては、県指定天然記念物としての価値の保存に細心の注意を払いながら、周囲に保護柵を巡らして立ち入りを抑制し、また文化財建造物への影響が生じないよう定期的に剪定を行う。また、バショウ等その他の植栽については建造物への影響がない場所へ移植または伐採を行い、通風・採光を確保する。